

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第57条第1項	自立支援医療の支給認定の取り消し	母子健康課

1 処分基準は

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第57条
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第34条

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。